

# 公益財団法人とっとりコミュニティ財団 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、誰もが、叶えたい未来を自分たちで実現できるよう、多様な資源の循環を通して、あらゆる担い手が尊重され活躍する地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の課題の改善や解決、解消並びに地域社会の価値の創造や向上、保存、継承等のための活動（以下「地域活動」という。）を行う諸主体を支援するために、資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 地域活動を行う諸主体に対し、助成、顕彰、融資、貸付、債務保証を行う事業
- (3) 地域活動を支援するために、物品や不動産等の資源を管理、活用する事業
- (4) 前2号に掲げるもののほか、地域活動を行う諸主体に対し、支援に必要な資源を提供する事業
- (5) 地域活動を行う諸主体及び資源提供者に対して、コンサルティング、技芸教授を行う事業
- (6) 地域活動を支援するために、調査、研究、情報提供、出版を行う事業
- (7) 地域活動を支援するために、各種研修やイベント等を企画、運営する事業
- (8) 地域活動を支援するために、各種物品の企画、開発、販売を行う事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鳥取県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (財産の拠出)

第5条 設立者は、別表第1の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第19号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(力) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき

代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、評議員会を招集するには、書面又は電磁的方法（評議員の承認を得た場合に限る。）により、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議）

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- （1）監事の解任
- （2）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （3）定款の変更
- （4）基本財産の処分又は除外の承認
- （5）その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの

限りではなく、法令で定めるところによる。

（評議員会規則）

第22条 評議員会に関する事項については、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員

（役員の設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 3名以上15名以内
- （2）監事 5名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事が複数名の場合、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の要件に該当する場合には、理事会の決議によって、一部免除することができる。

- 2 この法人は、前項の賠償責任について、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項に定める非業務執行理事等との間で、同項の要件に該当する場合には、責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の互選による。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 顧問の選任及び解任
  - (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第101条に規定する場合において、必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

#### (招集)

- 第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。
- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する場合には、書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (決議)

- 第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

- 第38条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

#### (議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も署名若しくは記名押印又は電子署名する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(株式等に係る議決権)

第47条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(剰余金の不分配)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 情報公開等

(情報公開等)

第50条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

## 第11章 補則

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 法令に別段の定めがある場合を除き、事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(賛助会員)

第53条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第6条第3項、第11条、第45条及び第46条の規定は、公益認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

### (設立時の評議員)

- 2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。  
岩田 直樹      毛利 葉      森田 進

### (設立時の役員等)

- 3 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。  
設立時理事      梶谷 彰男      桑村 真喜子      中川 玄洋  
                    永見 陽平      森木 由加里  
設立時代表理事 中川 玄洋  
設立時監事      田中 幸一朗      濱川 康夫

### (設立者の氏名又は名称及び住所)

- 4 この法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。  
設立者              NPO法人bankup  
住 所              鳥取県鳥取市栄町627番地

### (最初の事業計画等)

- 5 この法人の設立当初年度の事業計画、収支予算その他法令で定める書類は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

### (最初の事業年度)

- 6 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2026年3月31日までとする。

以上、一般財団法人とっとりコミュニティ財団を設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

2025年3月18日

NPO法人bankup  
理事 中川 玄洋

別表第1（第5条、第6条関係）

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

設立者 NPO法人bankup

| 財産種別 | 場所、物量等 |
|------|--------|
| 現金   | 金300万円 |

別表第2（第5条、第6条関係）

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）

設立者 NPO法人bankup

| 財産種別 | 場所、物量等 |
|------|--------|
| 該当なし | —      |

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、2025年12月1日（公益認定を受けた日）から施行する。